

クリーンセンターだより 第4号



発行日：平成20年8月8日
発行元：津山市クリーンセンター
建設事務所
電話：32-7017

7月13日(日)に、地元(領家)の方々と「クリントピア丸亀(丸亀市土器北)」へ
先進施設の視察に行ってきました。



この施設は瀬戸内海に面した工業団地の中にあり、平成9年3月に竣工されました。
敷地面積は20,199 m²(2ha)あり、焼却施設とリサイクル施設が併設してあります。

建物の延床面積は、工場棟4,943 m²、リサイクルプラザ棟1,297 m²(管理事務所部分含めて)
です。焼却炉の形式は流動床式で、260t / 1日(130t / 1日 × 2 炉)の処理能力があり、24 時
間連続燃焼を行っています。余熱は発電し、焼却施設やリサイクル施設の電力として利用され
ています。

地元からは28名参加いただきました。到着後、施設に関するビデオを見せていただき、そ
の後実際に稼動している施設を見学しました。

クリントピア丸亀の担当からは、詳しく施設の説明をいただき、みなさん、積極的に疑問に思っ
ていることを質問し、丁寧に回答していただきました。



クリントピア丸亀の流動床式焼却炉は、炉内の砂が旋
回運動し、投入されたゴミが高温の砂に攪拌されながら燃
える形式のものでした。

炉の中の様子はモニターで見える様になっており、オペ
レーターが常時監視していました。

クリーンセンターの焼却炉は、まだどのような形式のも
のになるのかは決まっていませんが、最近の焼却施設の
イメージは感じていただけたと思います。

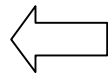
次に見学を行ったのは、不燃・粗大ごみ処理施設です。
不燃物・粗大ごみは、大きな破砕機で荒破砕し、更に回転式破砕機で細かく砕きます。



細かく砕かれたごみは、鉄、アルミ、可燃・不燃物の4種類に磁力や風力を使って分別されていました。

処理能力は、1日(5時間)あたり45tでした。

これらの施設は全て電気で動いており、焼却炉の熱で発電した電力を使用していました。



これは、回転式破砕機です。一度荒破砕したものを更に細かく砕く機械です。

地元の女性方に特に人気が高かったのは、エコ丸工房(リサイクル工房)でした。

この施設には「ガラス工房」「石けん工房」「機械工房」「木工房」「古着古布工房」があり、ごみとして出された自転車の修理、家具の再生、リサイクル品の展示販売などを行っていました。

この施設の電力も、ごみの焼却熱から発電した電力を使っています。



視察当日は、休日でしたがガラス細工や古布を使って、きんちゃく袋などを熱心に製作しておられました。工房内は自由に使用できるようになっていました。

また、作業スペースもあり、夏休みになると「こういったものを作りたい」と子供がやってきて、ボランティアの方々と一緒に夏休みの宿題をしたり木工芸を作ったり。子供たちも自由に利用しているようです



みなさん、とても熱心に見学していただきました。
今まで感じていた、焼却場やリサイクル施設のイメージとは全く異なっていると思われた方が大半の様で、予定時間を1時間近くオーバーしました。

今回は、領家の方々と施設見学を行いました、「百聞は一見にしかず」といいます。
今後も、施設見学の計画はあります。興味のある方は参加いただければと思います。

(仮称)津山・英田圏域クリーンセンター 建設検討委員会委員(公募委員)の募集をしています

既に各新聞や各市町村のホームページに掲載していますが、(仮称)津山・英田圏域クリーンセンターの建設にあたり、住民の皆さんの意見を取り入れながら施設建設を行っていくため、建設検討委員会の委員を公募しています。

募集人員は2名程度で、応募期間は、平成20年7月18日(金)～平成20年8月11日(月)
(当日消印有効)までです。

詳細は、津山市クリーンセンター建設事務所までお問い合わせください。

クリーンセンター建設用地の土壌について

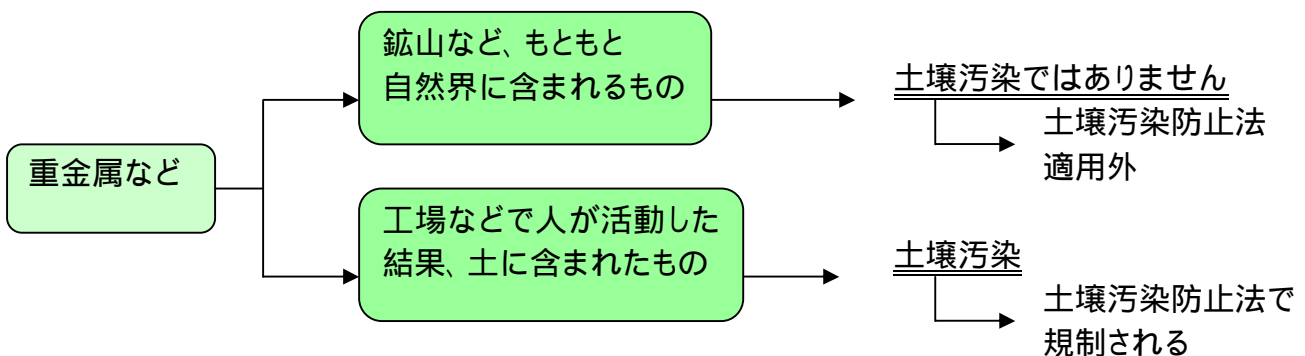
「(仮称)津山・英田圏域クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価 実施計画書」において、平成5年6月に今回の建設用地を調査した(株)クレインゴルフの環境影響評価の調査結果を記載しています。

この中に「鉛及びヒ素の溶出量と含有量が土壌環境基準を超過している」との記述があります。「鉛」や「ヒ素」などのいわゆる重金属は、自然の土壌にも広く分布している物質であり、火山国日本では場所により環境基準()を超えて見つかる場合があります。

クリーンセンター建設予定地の土壌は、環境影響評価(環境アセス)を行う中で、土地利用の履歴、土壌・地質調査を行い、重金属の有無、健康などへの影響を含め、環境関係法令等に十分配慮し、適切に対処していきます。

環境基準とは、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について、人の健康保護及び生活環境保全上望ましい基準のことをいいます。ただし、自然原因による場合には適用されません。

また、「土壌汚染」とは、「人の活動に伴って生じる土壌の汚染に限定されるもの」です。このため、重金属であっても自然に元々含まれている場合は「土壌汚染防止法」の対象にはなりません。



施設配置(案)

